

住宅本体を巡る議論の整理

1. 肯定的意見と否定的意見

肯定的意見	中間的意見	否定的意見
<p>片山善博鳥取県知事（H14.6.7 衆・災対特委） 「大地震とかがあった場合に地域を守るために、その手段として住宅再建をお手伝いする。決してその滅失財産の補てんとかそういう意味ではなくて、地域が崩壊するのを防ぐために、その地域を守るために住宅再建を支援する、そういう仕組みを全国的なレベルでぜひつくっていただきたらと思っております。」</p> <p>石川嘉延静岡県知事（H14.6.7 衆・災対特委） 「住宅再建の問題につきましても、鳥取県の場合は鳥取県の事情がありましようし、それから、東海地震とか南関東地域、あるいはさらに東南海地域までの大規模地震を考えました場合に、果たしてそれがそれぞれの狭い範囲の自治体の権限と責任の中で対処し切れるかどうか、これは大変大きな限界があると思います。やはり、一定規模以上のものは国が何らかの制度を用意して、国民に安心感を与える、これも大事だと思います。」</p>	<p>被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書（H12 国土庁） 「住宅は単体としては個人資産であるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、地域にとってはある種の公共性を有しているものと考えられる。」 「住宅は基本的には個人資産であり、公的支援には一定の限界があるため、国民がお互いに助け合う共助の精神に基づく全住宅所有者の加入を義務付ける新たな住宅再建支援制度の創設についての提案があった。・・・このような提案については、加入を強制することに国民の理解が得られるか、大規模災害の場合の対応をどのように行うか、徴収事務等を誰が負担するかなどの課題があるとの指摘があるところであるが、今後この提案について検討する必要がある。」</p> <p>防災基本計画専門調査会報告（H14 内閣府） 「私有財産である個人の住宅が全半壊した場合に、その財産の損失補てんを公費で行うことは、持家世帯と借家世帯との公平性が確保されるか、自助努力で財産の保全を図る意欲を阻害しないかなどの問題がある。これに対する備えとしては、地震保険や共済制度への加入により対処することが基本である。 行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」</p>	<p>井上喜一国務大臣（H16.2.26 衆・災対特委） 「個人の持ち物、私有財産であります住宅につきましても、本体につきましては助成は難しいというのが従来からの考えであります」 「国民の皆さん方の税金を使って住宅本体までを助成していこうじゃないかというような考え方は統一されていない」</p> <p>村田吉隆国務大臣（H16.11.11 衆・災対特委） 「一つの哲学といたしまして、個人の財産の形成に税金を使わない、こういうことで今まで政府の施策は原則として動いてきたわけございまして、そこが要するに一つの哲学としての境になっているというふうに私は思います。」</p> <p>目黒公郎東大教授（H16.11.24 参・災対特委） 「事前に自助努力した人が、その建物が地震の後に被災した場合に、行政がそれに対して手厚くケアをするというようなことを実現しますというと、行政の出費は大幅に減ります。市民の被害も大幅に減ります。今一部の行政が展開されている、事前に行政がお金を用意してこのお金の中でやってくださいという制度はうまくいきません。なぜならば、対象となる構造物の数を考えたときに現実的な予算は用意できないからです。静岡県で五十数万棟、神奈川県で百万棟、東京で百五十万、こういった人たちが百万ずつサポートしていただきたいと言った瞬間に何ぼ掛かるか。五千億だ、一兆だ、二兆だというお金が掛かるわけです。」</p>

2. 他の補助制度等

制度	制度の概要	制度の考え方
災害救助法に基づく応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により一定数以上の住家の滅失がある場合等で、災害救助法が適用された市町村において、住家が半壊し、自らの資力では応急修理することができない者に対し、住宅の応急修理を実施。 ・応急修理を含む救助に要する費用は都道府県が支弁し、当該都道府県の普通税収入見込額に占める割合に応じて国が一定割合を負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく応急修理は、居住のため必要最小限の補修を行うことで、応急的に被災者を保護しようというものであり、住宅の再建や大規模な補修により、永続的な住宅の確保を図ろうとする被災者生活再建支援法とその目的、考え方を異にしている。
農地への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省において各種補助事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地は、個人の所有物であっても、農地法に基づき、自由に処分（権利移動、転用が許可制）できない、「生産基盤」としての位置付けが法律上明確。 ・また、土地改良事業は、土地改良法に基づき、都道府県知事の許可を得た上で設立された土地改良区が、一定（2分の1又は3分の2）以上の議決権をもって土地改良事業にかかる事項の決定を行うこととされており、それは他の組合員を強制する。
ペイオフ（預金保険）制度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が破たんした場合に、決済用預金は全額保護。一般預金等は、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等を保護。 ・信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれ（金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等のおそれ）がある場合に限り、預金保険機構に対して政府が補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の目的は「信用秩序の維持」。また、保険制度であることから原資は各金融機関が負担する保険料でまかなう原則。 ・信用秩序維持の観点から、極めて例外的な場合のみ預金保険機構に政府が補助可能（預金者個人には政府は補助しない。）。
住宅・建築物耐震改修等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断については、戸建住宅・マンションについて地方公共団体が実施する場合は1/2、それ以外の場合は1/3を国が補助。 ・既成市街地で、地震により道路閉塞が生じる可能性のある地区の戸建住宅やDID等で耐震改修促進法の認定を受けた一定規模以上の建築物の耐震改修につき、7.6%を国が補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修は、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を目的としており、国の補助の対象は、既成市街地等で倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある住宅等当該住宅・建築物の倒壊等が周辺の市街地に与える影響が大きいものに限定。
耐震偽装マンション対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住宅交付金（公営住宅建設事業等の既存の補助金を一つの交付金にまとめ、地方公共団体が自由に相互に使えるよう使い勝手を向上したもの）によりおおむね45%を国が助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象は、移転費や仮住居の家賃軽減費用、対象マンションの除却費、対象マンションの建替えの際の廊下・エレベーター等の共同施設整備費、建替えに係る新たな住宅ローンの利子相当分の軽減費用等に限定。